

議員提出議案第3号

「要支援者への介護サービス継続」と「介護施設への入所は重度者に限定しないこと」等を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成25年12月13日 提出

提出者	橋本市議会議員	中本 正人
賛成者	橋本市議会議員	松本 健一
〃	橋本市議会議員	森下 伸吾
〃	橋本市議会議員	松浦 健次
〃	橋本市議会議員	堀内 和久
〃	橋本市議会議員	阪本 久代
〃	橋本市議会議員	上田 良治

「要支援者への介護サービス継続」と「介護施設への入所は 重度者に限定しないこと」等を求める意見書

高齢化が進展し、独居や高齢者世帯など家族介護に頼れない世帯が急増する中、介護保険によるサービスの役割がますます大きくなっている。

しかし、政府は、社会保障制度改革国民会議報告書に基づく社会保障制度の見直しを進めるとし、要支援者に対する介護予防給付については、市町村の「地域支援事業」へ移行させていく方針を示した。その後、要支援者向けの介護サービスのうち、「訪問看護」「通所・訪問リハビリ」「訪問入浴介護」などの専門的スキルが求められるサービスについては従来どおり予防給付に残す一方で、「通所介護」と「訪問介護」の2事業については市町村に移管するとしている。

このような制度変更は、事業内容が市町村の裁量任せになり、提供されるサービスの質や量の格差が生じる恐れがあると同時に、市町村財政に与える影響も極めて大きいものとなる。

本来、介護保険制度は「家族介護から社会介護へ」を目指して誕生した制度であり、40歳以上の国民が介護や支援が必要になったときのために介護保険料を支払っている。政府は「重度」の人に給付を重点化するとしているが、要支援の人に対する支援が遅れたり不十分になれば、認知症などは一気に悪化する恐れがあり、かえって財政的にも、また利用者の負担も増大することが予想される。

さらに、介護施設への入所は重度者に限定することも検討されているが、このことは軽度者のセーフティーネットを奪い、家族の負担をさらに増やすことになり、不安を増長させるものである。

よって、政府にあつては、下記事項について措置するよう強く要望する。

記

1. 要支援者に対する介護給付はこれまでどおり保険給付を行うこと。
2. 介護施設への入所は重度者に限定しないこと。
3. 国の責任において、安心な介護制度を充実すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月 日
橋本市議会

(提出先) 内閣総理大臣、厚生労働大臣